

むつ市景観計画

2021 - 2030

はばたく光のアゲハチョウ

地域の個性とともに自然とまちに新たな価値をつくり人々が行き交うにぎわいある景観形成

青森県むつ市-2021年6月



目次

目次	1
はじめに	3
第1章 むつ市における景観形成の目的	4
第2章 むつ市景観計画とは	6
第3章 本計画の位置づけについて	7
第4章 景観計画に定める内容	8
第5章 景観計画区域	10
第6章 計画期間	11
第7章 本計画に関連する既存計画等について	12
第8章 景観に対する市民の意識等	22
第9章 景観要素及び景観特性	31
(1) 「自然」の主な景観特性	31
(2) 「観光地・街なみ」の主な景観特性	34
(3) 「光」の主な景観特性	37
(4) 「人々・文化・イベント」の主な景観特性	38
第10章 景観形成における課題	41
(1) 「自然」における景観課題	41
(2) 「観光地・街なみ」における景観課題	41
(3) 「光」における景観課題	42
(4) 「人々・文化・イベント」における景観課題	43

第 11 章 良好な景観形成に関する方針	44
(1) 景観形成の基本理念	44
(2) 景観形成の基本目標及び基本方針	45
第 12 章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	49
(1) 届出行為対象	49
(2) 大規模行為景観形成基準	51
第 13 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	54
(1) 景観重要建造物の指定の方針	54
(2) 景観重要樹木の指定の方針	55
第 14 章 屋外広告物に関する事項	56
第 15 章 景観重要公共施設の整備に関する事項	57
第 16 章 良好な景観形成の実現に向けた取組	58
(1) 景観まちづくりアクションプラン	58
(2) 眺望点や観光地での景観向上	58
(3) 景観まちづくり建造物・花とみどり・エリアの指定、景観まちづくり団体（活動）との連携	59
(4) 公共施設等への愛称付与	59
(5) 景観地区、準景観地区、地区計画等（都市計画法関連）	59
(6) 住民等による提案（法第 11 条）	59
(7) 管理協定（法第 36 条）	60
(8) 景観協定（法第 81 条）	60
(9) 景観整備機構（法第 92 条）	60
(10) 滞在快適性等向上区域における提案（都市再生特別措置法第 62 条の 14）	60

はじめに

これまでの青森県における景観に関する取組は、平成8年3月の青森県景観条例の制定に始まり、同年11月には青森県景観形成基本方針を公表したほか、平成9年には公共事業と大規模行為に関する景観形成ガイドラインを公表し、大規模な事業等について景観的な視点から指導・支援を開始、さらに、平成12年には、公共事業や大規模行為の色彩面での具体的なガイドプランを策定し、大規模な事業等についての景観的な指導を強化するなど、本市も含めた県土の景観形成が進められてきました。

また、昭和50年に青森県屋外広告物条例が制定され、青森県景観条例や青森県景観計画とともに、時代のニーズに合った屋外広告物の設置や管理についてのコントロールが行われてきました。

このような中、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として、平成16年に景観法が制定されました。

本市においては、景観法の制定から16年が経過した今、本市の最上位計画である「むつ市総合経営計画」における施策の一つとして景観まちづくりが位置付けられるとともに、「下北ジオパーク」の再認定や「日本夜景サミット」及び「全国名月サミット」の開催を契機として、景観に対する機運が高まっています。

このことから、「下北ジオパーク」や日本の夜景百選である「光のアゲハチョウ」をはじめとする本市の魅力ある景観の保全・活用・継承を図るため、景観法に基づく「むつ市景観計画」を策定することとしました。

第1章 むつ市における景観形成の目的

本市は、恐山の火山の一峰である釜臥山を中心とした山々を抱え、北は津軽海峡、西は平館海峡、南は陸奥湾に面し、三方を海に囲まれています。この豊かな自然の中で人々の生活が根付き、自然と人々の営みによって形成される「光のアゲハチョウ」と称される夜景は、本市の代表的な景観となっています。

また、多様な地質と海洋環境、それらに支えられている豊かな生態系と人々の営みにアプローチできることが特徴となっている「下北ジオパーク」は、平成28年9月に日本ジオパークネットワークに加盟認定され、本市を含む下北地域全体でジオパーク活動を展開し、地域特有の景観を形成しています。

さらに、大湊地区では、平成21年に国の重要文化財の指定を受けた「旧大湊水源地水道施設」をはじめとする歴史ある建造物や街並みに、人々の営みやにぎわいが融合し、特色ある景観を形成しています。

このように、「自然」、「観光地」、「まち」、「光」、「人々」、「文化」及び「にぎわい」が調和した景観を次世代に引き継いでいくとともに、市民や事業者の皆様と一体となって、エリアの個性を生かした良好な景観を形成することで、地域への愛着や地域の魅力と潤いを高め、市民生活の向上と地域社会の健全な発展を図ることを目的とします。



景観法の目的と基本理念（「景観法」の抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

第2章 むつ市景観計画とは

むつ市景観計画（以下「本計画」といいます。）は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」といいます。）第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として定めます。

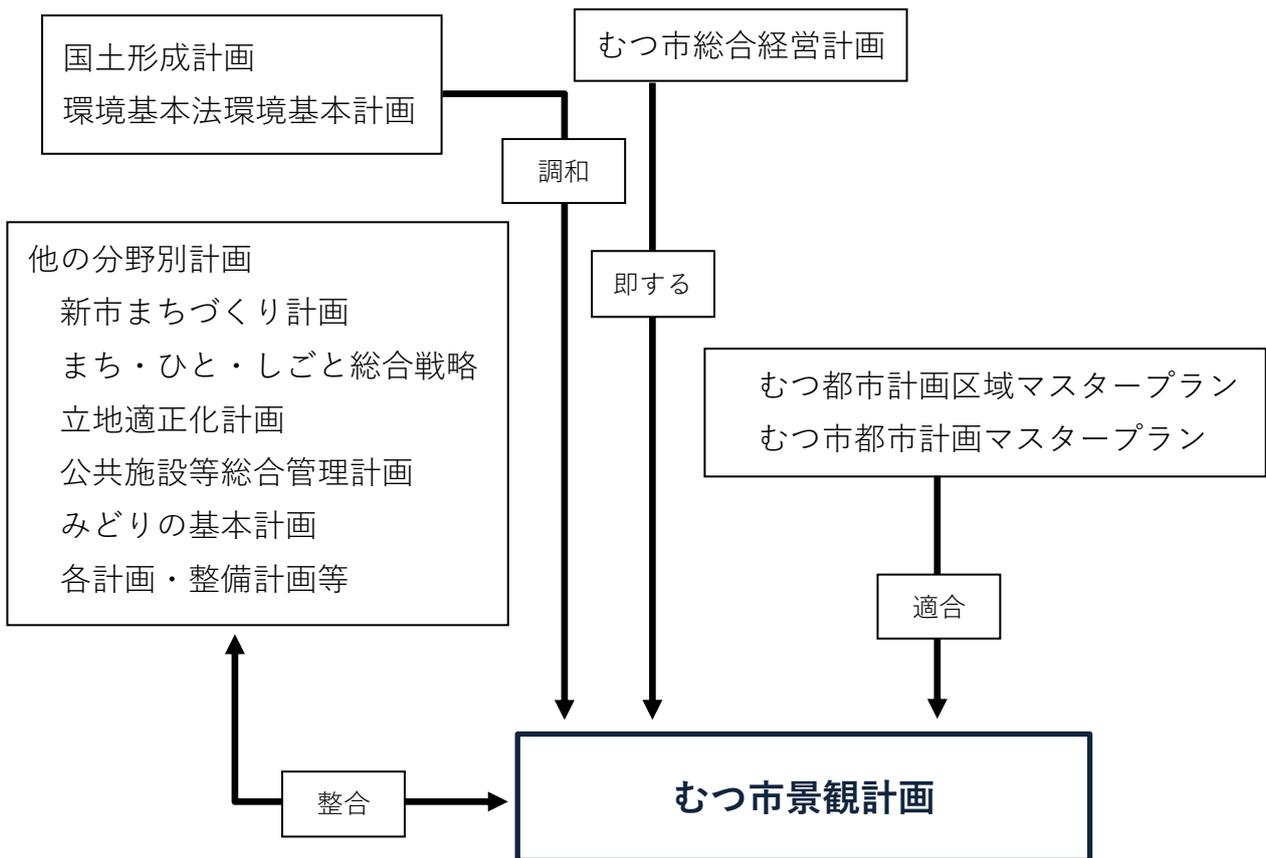
なお、むつ市景観条例（令和2年12月むつ市条例第32号）と一体となり、本市の景観行政を運用していく根拠となります。

第3章 本計画の位置づけについて

本計画は、法第8条第5項から第9項の規定に基づき、国土形成計画や環境基本計画との調和、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（むつ都市計画区域マスタープラン）や議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（むつ市総合経営計画）に即するとともに、景観重要公共施設については、公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合することとされています。

また、本計画の策定にあたっては、他の分野別計画との整合を図るとともに、既存の関連計画に示されている景観形成に関する方針との整合を図ることとします。

なお、今後の新たなまちづくり計画の策定や、既存計画の改定にあたっては、本計画との整合を図ることとします。



第4章 景観計画に定める内容

景観計画には、法第8条第2項の規定に基づき、次の①から③の事項を必ず定めることとされ、④から⑧までの事項は必要に応じて定めることとされています。

また、法第8条第3項において、⑨の事項を定めるよう努めることとされています。

- ① 景観計画区域
- ② 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ③ 法第19条第1項の景観重要建造物又は法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合)
- ④ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑤ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑥ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - イ) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の許可の基準
 - ロ) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項(これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の許可の基準
 - ハ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準
 - ニ) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第22条第1項又は第23条第1項の許可の基準
 - ホ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5の許可の基準
 - ヘ) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の許可の基準
 - ト) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の許可の基準
- ⑦ 法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑧ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)
- ⑨ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

本計画では、この中から①、②、③、⑤、⑨の事項について定めることとし、④、⑥、⑦、⑧の事項については、必要に応じて定めていくこととします。

また、計画期間、良好な景観形成の実現に向けた取組を定めることとします。

景観法の対象地域のイメージ



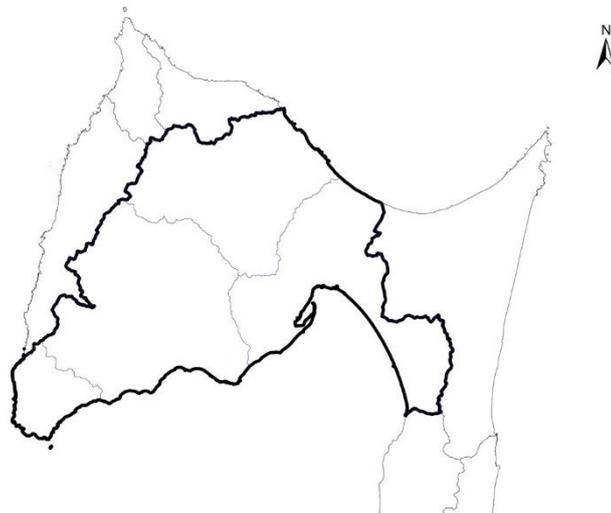
図表 1 景観法の対象地域のイメージ (出典：国土交通省)

第5章 景観計画区域

本市の景観の特徴として、多様な地質や地形、海洋環境などが市全域に点在し、文化、生業、市街地やその周辺の丘陵地、山並みなどが一体となって、広域に渡る景観を形成しています。

また、観光地や景勝地などの景観資源が市全域に点在していることから、海から市街地、河川や山並みまでを一体として、総合的に景観形成に取り組む必要があります。

このことから、本計画の対象区域（景観計画区域）は、本市の行政区域全域（地先公有水面を含む。）とします。



図表 2 景観計画区域（行政区域と同じ。）



図表 3 下北ジオパーク

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、2021年（令和3年）から2030年（令和12年）までの10年間とします。

なお、本計画の見直しは、計画期間の満了による定期的な見直しのほか、必要に応じて、改定を行うこととします。

第7章 本計画に関連する既存計画等について

本計画に関連する既存計画等を確認します。

① むつ市総合経営計画



まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための本市の最上位計画で、景観に関するまちづくりの方針が示されています。

② むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略

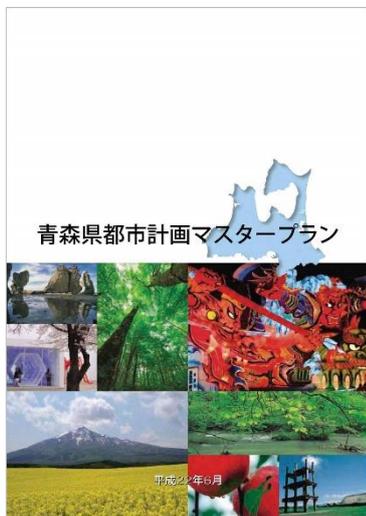


基本目標の一つである「誇れるふるさと ところ安らぐ希望のまち」に、具体的な施策として豊かなふるさとづくりを掲げ、魅力ある街並みの創出を図ることとし、SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) においては、6、11、13、14、15番が関連付けられています。



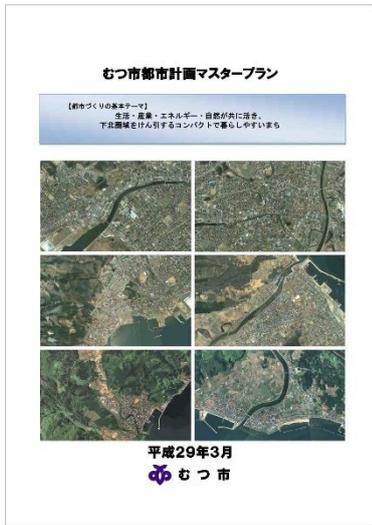
図表 4 SDGs

③ 青森県都市計画マスタープラン



都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と、県の任意計画となる「都市計画基本方針」「都市計画基本計画」で構成され、良好な景観の形成についての方針が示されています。

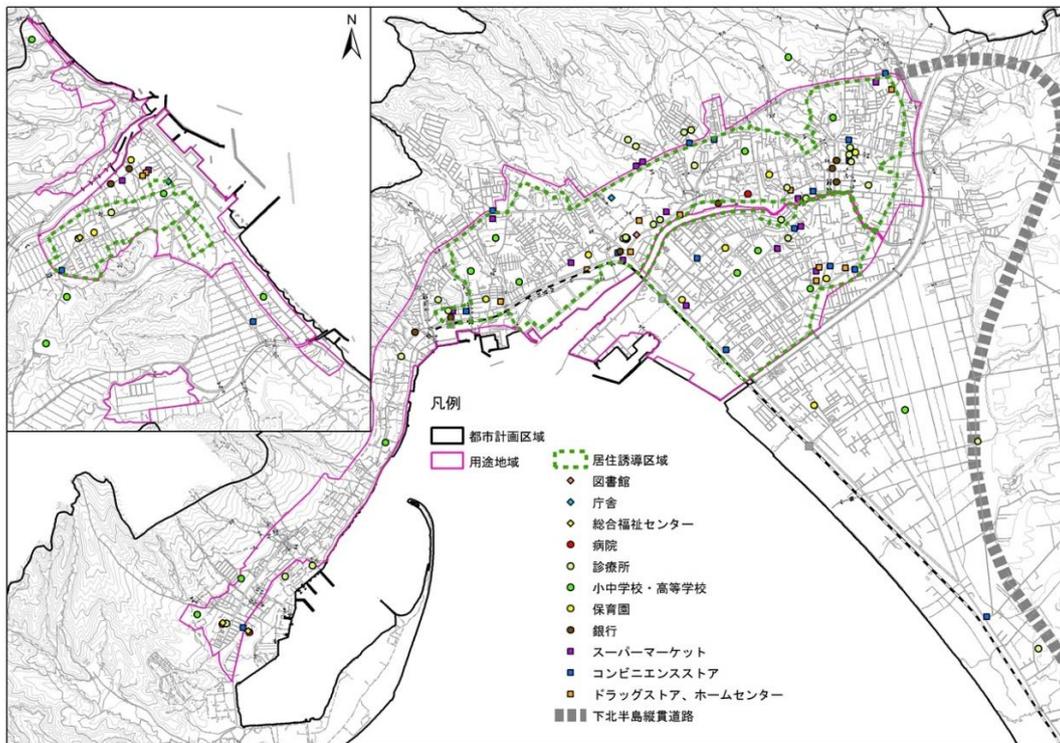
④ むつ市都市計画マスタープラン



都市計画法第18条の2の規定に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」であり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となるもので、良好な空間の形成や自然の保全など、多くの景観に関する方針が示されています。

⑤ むつ市立地適正化計画

都市機能誘導区域、居住誘導区域を定め、人口密度を維持することで暮らしやすいまちを目指し、誘導区域での都市・居住環境の向上を図ることとしています。

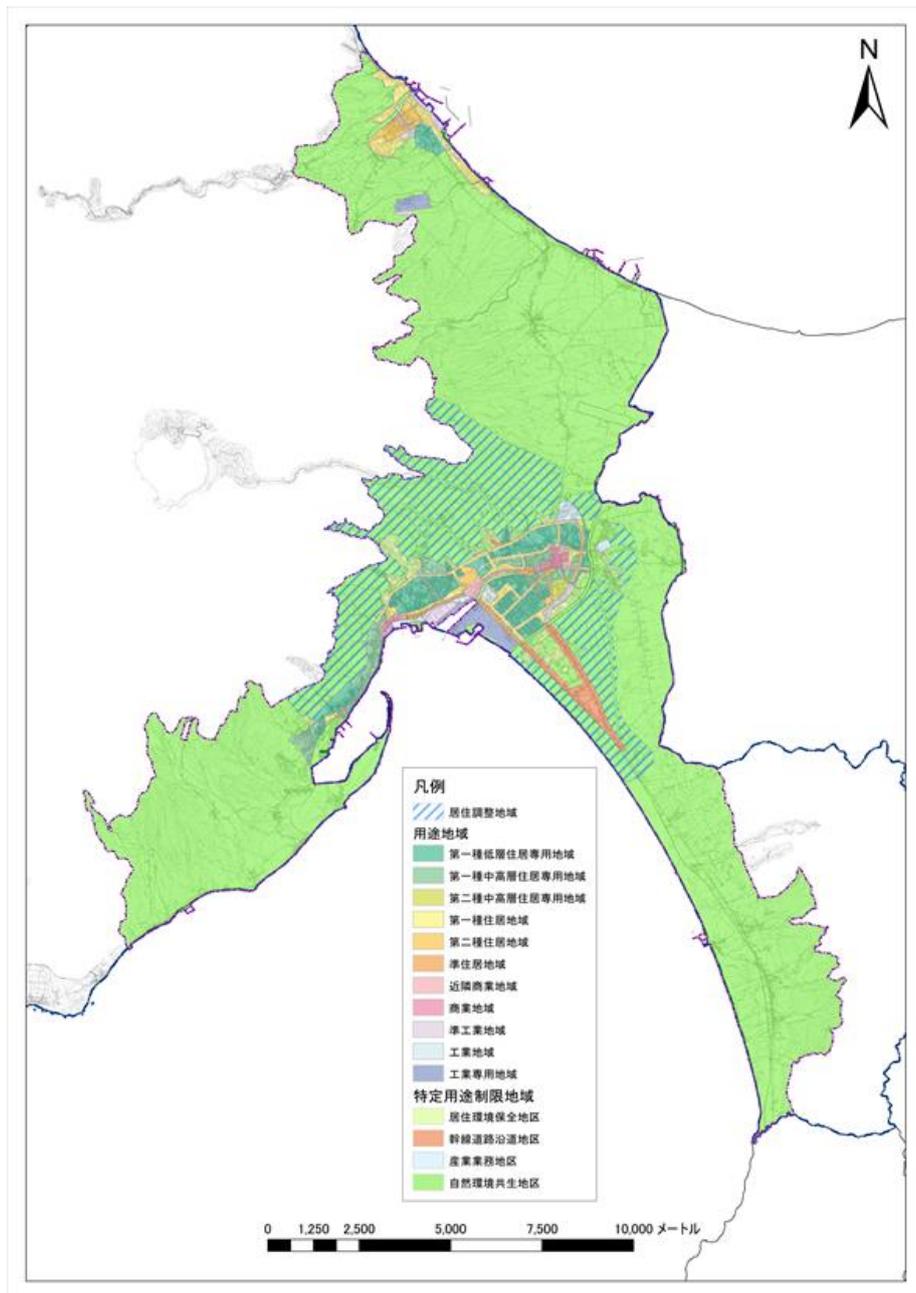


図表 5 立地適正化計画 居住誘導区域

⑥ むつ都市計画

用途地域を除く都市計画区域において、「特定用途制限地域」を定め、居住環境保全地区、自然環境共生地区、産業業務地区、幹線道路沿道地区の4つのタイプにより、都市のスプロール化の抑制を図っています。

また、むつ地区の用途地域周辺において、「居住調整地域」を定め、新たな住宅地開発を抑制するとともに、「光のアゲハチョウ」の形状の保全に努めています。



図表 6 むつ都市計画図

⑦ むつしみどりの基本計画



「海へと続くみどりがまちを育てる」を基本理念とし、海とともに生きるまちとして、海を育てる山、森林地域、まちのみどりの整備、管理、保全が重要であると捉え、みどりの保全を図ることとしています。

また、市、市民、民間団体・事業者が手を取り合うみどりのまちづくりや心に残る景観にアクセントを添えるみどりのまちづくり等の基本方針のもと、みどりのまちづくりを推進しています。

⑧ むつ市空家等対策計画

安全安心な住みよいまちづくりや、地域の景観を保全し、魅力の維持向上に寄与することを目的に策定されています。

⑨ むつ市公共施設等総合管理計画

施設の大規模改修や更新時期の集中を回避するため、施設の品質を適正に保ち、長期的に健全な状態を維持する必要があるとされています。また、市による利活用の見込みがない施設は積極的に譲渡や貸付を進めるとともに、除却すべき施設については、計画的に取壊し、跡地の有効活用を検討することとしています。

⑩ 下北ジオパーク推進計画



「みんながつながる！下北ジオパーク」を基本理念とし、下北地域に住み活動するすべての人々が理念を理解し、下北ジオパークを次世代へつなげるため、この地域の持つ価値を十分に理解し、その活用と保全に向けた良い方法を模索し、創造的な地域づくりを進める必要があるとされています。

⑪ 新市まちづくり計画

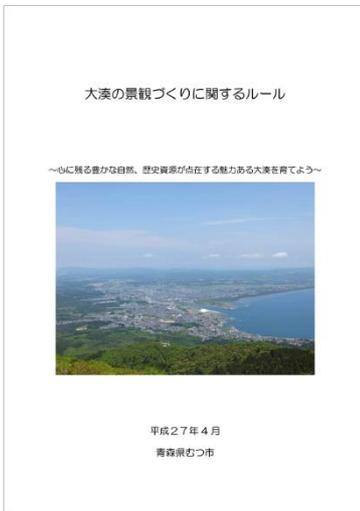
暮らしの向上のための施策として、多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然が共生可能な地域づくりを推進することとしています。

また、魅力の向上のための施策として、豊かな自然と歴史ある街並みや建造物からなる「自然」「歴史・文化」「街」が調和した個性ある景観の向上と保全を図るため、景観計画を策定し、市民の郷土愛の醸成や観光客の増加を図ることとしています。

⑫ むつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン

風力発電施設等の設置等にあたり、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること、下北ジオパークにおけるジオサイトを形成する場所に設置する場合は予め市と協議すること、配置・デザイン・色彩は周辺の景観と調和が図られるものとする、景観に与える影響が甚大で良好な景観又は風致を著しく阻害する場合には必要な措置を講ずること、施設及びその周辺に広告物を掲示する場合には良好な景観若しくは風致を阻害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので管理上必要とされる最小限の広告物のみとすること等が定められています。

⑬ 大湊の景観づくりに関するルール



「心に残る豊かな自然、歴史資源が点在する魅力ある大湊を育てよう」を景観づくりの基本目標に掲げ、釜臥山、大湊湾などの豊かな自然と歴史ある街並みや建造物が重なり合った「自然」・「歴史・文化」・「街」が調和した個性ある景観特性について、かけがえのない資産として次世代に引き継ぎ、心が和むような大湊ならではの癒される景観形成に努めるとしています。

その景観づくりの基本方針として、【守る】、【育てる】、【活かす】を掲げ、良好な景観形成に取り組むこととしています。

⑭ 重要文化財旧大湊水源地水道施設保存活用計画

環境保全の基本方針として、重要文化財指定箇所だけでなく、周辺環境と施設を含め、一体的、効果的に保全を図ることとしています。

また、重要文化財の保存と周辺景観を保全し、安全安心な公開活用を図るよう、防災、維持管理等の観点から範囲の区分を設定し、環境保全に努めることとしています。

⑮ 青森県 ふるさとの巨樹・古木を守る

青森県（農林水産部林政課所管）では、畏敬の念を抱く対象として、あるいは癒しを与える存在として人気があり、地域のシンボルとなっている里山の巨樹・古木を紹介するマップや保護のための手引きとなる資料を作成・公表しています。

図表 7 市指定天然記念物

No.	名称	所在地	樹齢	備考
1	銀杏木の大イチョウ	むつ市川内町銀杏平	推定 500 年	

図表 8 天然記念物以外

No.	名称	所在地	樹齢	備考
1	おぐり	むつ市大畑町葉色山（薬研野営場）	推定 800 年	森の巨人たち百選
2	大畑ヒバ施業実験林	むつ市大畑町葉色山	不明	
3	大安寺の大スギ	むつ市大畑町本町（大安寺）	推定 350 年	
4	薬研のイチイ	むつ市大畑町薬研	推定 500 年	
5	高野槇	むつ市小川町二丁目（代官山公園）	推定 300 年	
6	三又スギ	むつ市宇田町（水源池公園）	推定 80 年	
7	二又スギ	むつ市宇田町（水源池公園）	不明	
8	カツラ	むつ市大字田名部字北椈山	推定 300 年	
9	大イチョウ	むつ市横迎町一丁目	推定 500 年	
10	恐山参道の本杉	むつ市矢立山	推定 300 年	
11	田ノ頭八幡宮のミズナラ	むつ市脇野沢田ノ頭（田ノ頭八幡宮）	推定 300 年	
12	脇野沢千年ヒバ	むつ市脇野沢九艘泊	推定 300 年	森の巨人たち百選

⑯ 青森県無電柱化推進計画

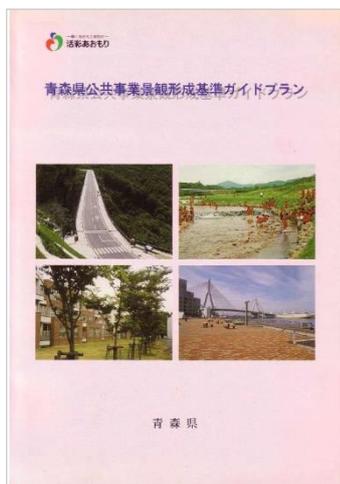
青森県では、無電柱化により青森県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとしています。

また、世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、ジオパークその他著名な観光地、さらに、青森県有数の観光イベントである「ねぶた」や「ねぶた」、ユネスコ無形文化遺産である三社大祭等のお祭りにおける良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進することとしています。

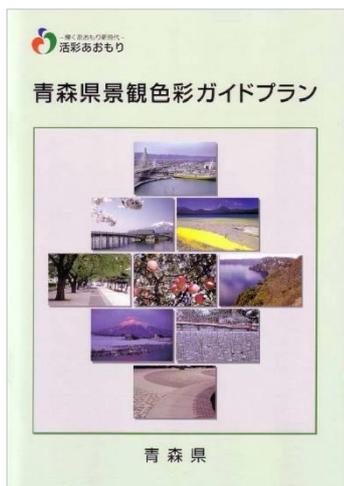
⑰ 青森県による景観づくり

青森県（県土整備部都市計画課所管）では、青森県景観条例（平成8年青森県条例第2号）及び青森県景観計画を定め、一部の市町を除く県内全域を青森県景観計画区域として、良好な景観の形成を進めています。

また、一定の規模を超える建築物の建築や工作物の建設などの大規模行為については、景観に与える影響が大きいと考えられることから、「青森県大規模行為景観形成基準」への適合審査を行っています。



青森県が実施する公共事業については、「青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン」に基づき、景観に配慮して実施されています。



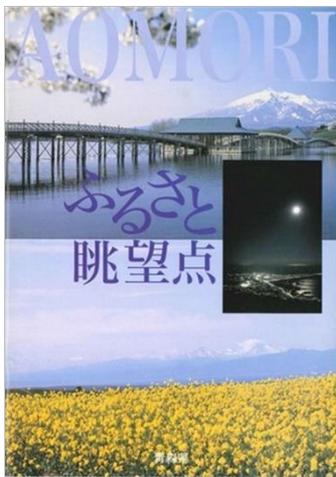
大規模行為等で用いる色彩については、望ましい色彩の考え方や使い方として「青森県景観色彩ガイドプラン」を作成し、大規模行為事業者や公共事業に関わる事業者や設計者のための指針となっています。

さらに、青森県景観条例に基づき、本県の優れた景観を眺望できる地点を「ふるさと眺望点」として72箇所を選定し、本市では釜臥山展望台、川内ダム、奥薬研溪谷、愛宕山公園が選定されています。

啓発活動としては、個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的として、「ふるさとあおもり景観賞」を実施し、県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ、建築物、屋外広告物および地域づくり活動等を表彰しています。

屋外広告物については、青森県屋外広告物条例（昭和50年条例第45号）により、屋外広告物及び屋外広告業に対する必要な規制によって、良好な景観形成と、風致の維持、危害の防止に努めています。

また、「屋外広告物規制のあらまし」により、屋外広告物の規制についてわかりやすく取りまとめ、さらには、「青森県広告景観ガイドライン」により関係する事業者や設計者、広告主に向けて、景観づくりについて具体的な方策を示しています。



第8章 景観に対する市民の意識等

本市の景観に対する市民の意識等について、アンケート調査等をもとに確認します。

(ア) むつ市景観アンケート調査

平成28年、本計画策定の参考とすることを目的として、景観に対する市民の意識等を把握する「むつ市景観アンケート調査」を実施しました。

【調査概要】

調査対象者：本市の住民基本台帳より18歳以上の市民2,000人を無作為抽出

調査期間：平成28年6月～7月

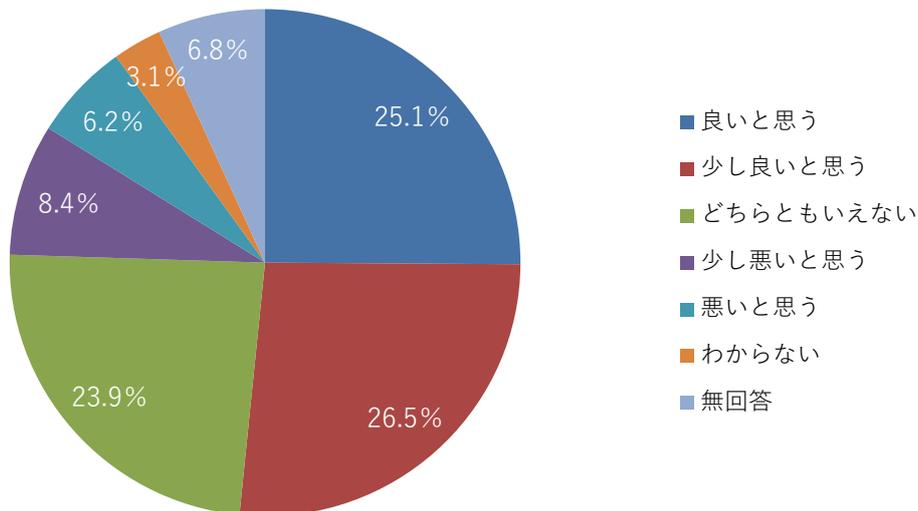
調査方法：郵送によるアンケート形式

回収数：514人（回収率：25.7%）

【結果概要】

①むつ市全体の景観について、どのように感じますか。

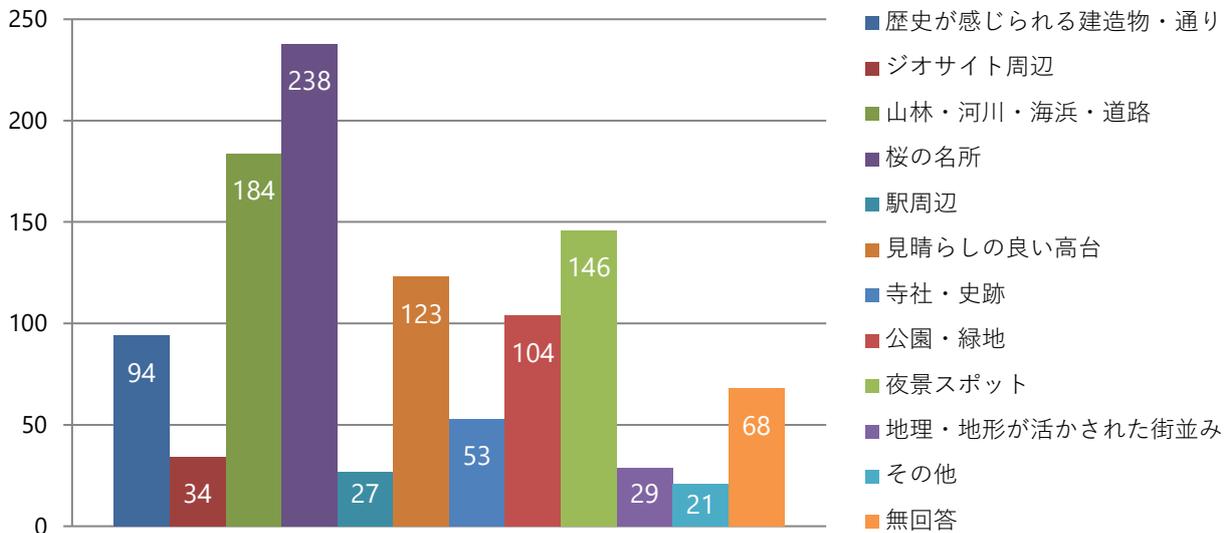
図表9 むつ市全体の景観について



「良いと思う」又は「少し良いと思う」と回答した方を合わせて、約半数となっています。

②良いと思う・好きだと思う景観はありますか。(複数回答)

図表 10 良い・好きと思う景観



桜の名所が一番多く、次いで山林・河川等の自然、夜景スポットとなっています。

良いと思う・好きだと思う景観 自由意見

1. 水源池公園（北の防人大湊等）

歴史が感じられる、きれいに整備されている、桜がきれいに咲く、展望台からの景色が良い、芦崎湾を一望できる、魅力的な景観、堰堤がより一層桜を引き立たせている

2. 大畑地区（薬研地区、来さまい大畑桜ロード等）

桜のトンネルが素晴らしい、車で走りながらきれいな桜を眺められる、薬研溪流の景色がきれい、紅葉が素晴らしい、自然が豊かで四季の変化に富む、ちぢり浜で見られる不思議な岩がおもしろい

3. むつ運動公園

道路沿いも公園内もきれいな桜が咲く、球場でライトアップされた夜桜が楽しめる

4. 早掛沼公園

桜が美しくキャンプができる、夕日を背にした釜臥山の姿を見ることができる、長い桜並木がきれい、桜の名所として慣れ親しんでいる、気持ちが和む、桜の種類がありゆっくり遊べる、周辺もよく整備されている

5. 釜臥山（展望台、スキー場等）

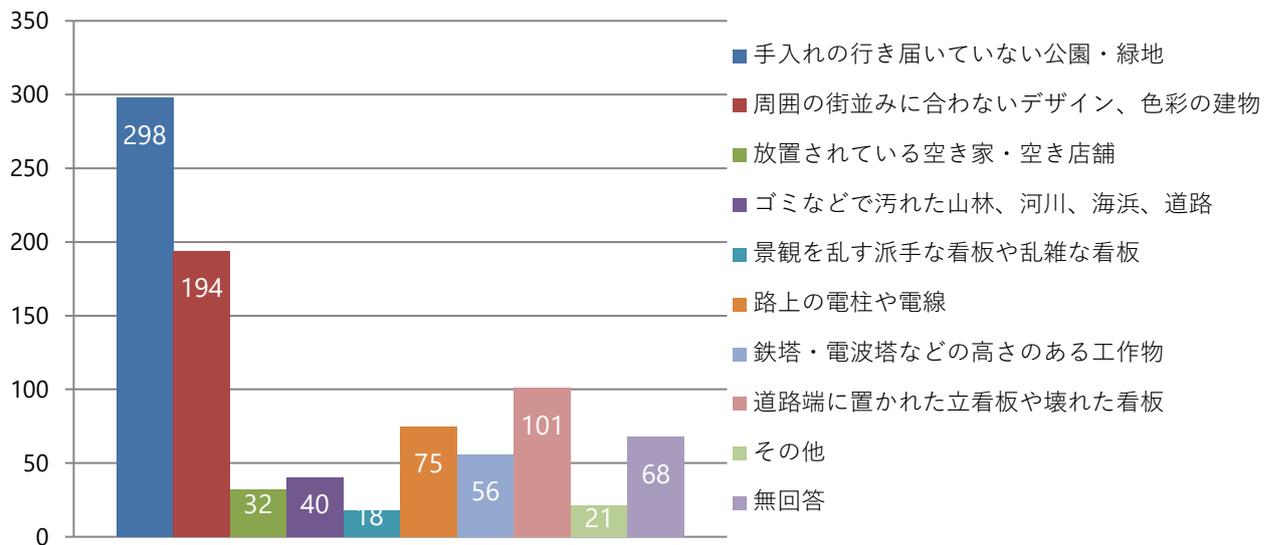
市内のどこからでも望むことができる、山を見ていると心が落ち着く、ふもとから見た形が好き、季節の変化が感じられる、スキー場からの芦崎と陸奥湾の眺めが良い、陸奥湾を一望でき海と山の自然の雄大さを感じることができる、海や艦艇を見ることができるスキー場は珍しい、展望台から見るアゲハチョウの形をした夜景がきれい

6. 川内川（ダム、大滝等）

四季を通して風情がある、大滝が迫力満点、紅葉がきれい、奥入瀬川にも劣らない

③悪いと思う・嫌いだと思う景観はありますか。（複数回答）

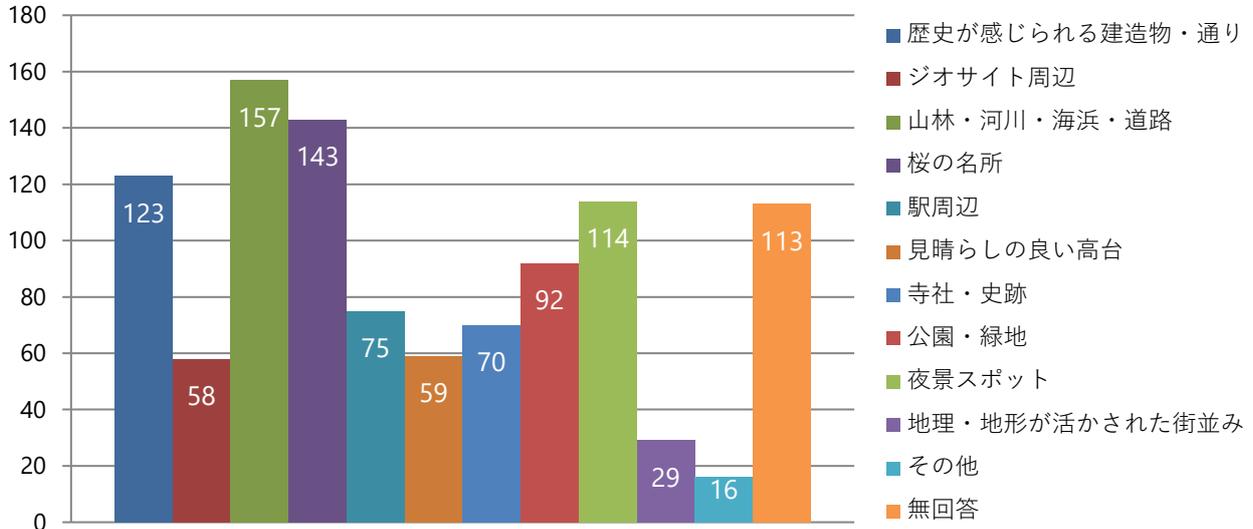
図表 11 悪い・嫌いだと思う景観



手入れの行き届いていない公園・緑地が一番多く、次いで周囲の街並みに合わないデザイン・色彩の建物、道路端に置かれた立看板や壊れた看板となっています。

④特に重要だと思う景観はありますか。(複数回答)

図表 12 特に重要だと思う景観



山林・河川・海浜・道路が一番多く、次いで桜の名所、歴史が感じられる建造物・通りとなっています。

特に重要だと思う景観 自由意見

1. 水源池公園（北の防人大湊等）

歴史的に貴重な施設、建造物が多く残すべき、歴史遺産としての付加価値がある、むつの歴史の象徴的存在、自然との融合・調和がとれている、石造堰堤、きれいに整備されたので維持することが大切、桜の名所、市民の憩いの場所、春を感じられる、公園の高台から見た風景は見たことがない特殊な風景、大湊地区の特色が活かされている、海望館は街から近い夜景のスポット

2. 釜臥山（展望台、スキー場等）

むつ・下北を見渡せる、釜臥山から見た芦崎湾が天橋立に劣らない景色、むつの象徴的な存在、アゲハチョウの形をした夜景がきれい、世界的に見てもきれい、むつ市の誇れる場所、昼のアゲハと海のコラボがいい、展望台からの景色がすばらしい、観光資源、スキー場から眺める陸奥湾の雄大な景色、夜の観光は集客力アップと宿泊客アップに直結、街並みや地形を感じられる

3. 下北駅周辺・大湊駅周辺

むつ・下北の玄関口、街の交通の拠点、海沿いを一両で走る車両の景色は貴重、なつかしさやまた訪れたいと思わせたい、列車でむつ市を訪れる人が最初に見る景色

4. 早掛沼公園

市民の憩いの場、手広い場所でロケーションがいい、桜の名所、御衣黄桜がある

5. 大畑地区（薬研地区、来さまい大畑桜ロード等）

桜並木を見ていると心が洗われるくらいに美しい、歩行者にとって最高の景観、桜の道であんなに長いのは素晴らしい、下北では桜ロードが一番キレイ、薬研溪流は自然の美しさ・強さをありのままに感じることができる、岩・水・木々（緑と紅葉）がおりなす自然美は市内で唯一心身ともに癒やされる場所

残したい景観 自由意見

1. 北の防人大湊

歴史的価値が高い、国の重要文化財、市民の交流の場にしたい、水源池公園内の杉はいつ見ても立派、水源池の大木にすがっていると心穏やかになる、レトロだったりアンティークっぽかったりの西洋文化のなごり、アーチ式ダム等美しい建造物が残されている

2. 大湊小学校下の一本杉

むつ市の過去を語っている、自衛艦等船舶入港時の転舵の目標、歴史があり存在感はバツグン、海で働く人の象徴、帰ってきた気がする、大湊港に入港する船にとっては大湊を象徴する大木、一本杉・桜・海の融合が素晴らしい、何十年前からあるか分からないがずっと見守ってくれていた木で愛着がある

3. 川内町銀杏木地区の大イチョウ

後世に残せるもの、他県にもあるがざらにあるものではない

4. 芦崎

貴重な自然が残されている、自然にできた地形で珍しい形をしている、海軍の歴史を伝える

5. 光のアゲハチョウ

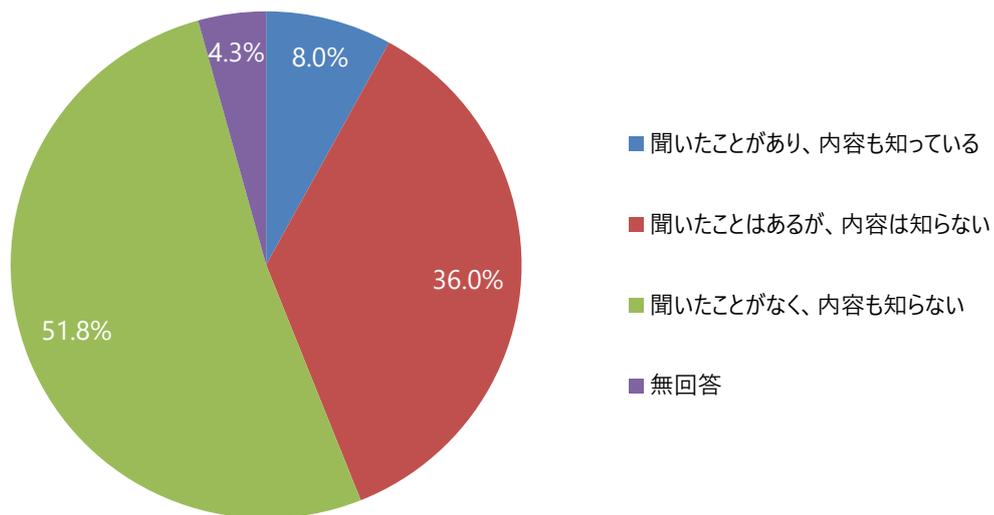
登山した時に街の景色を見て感動した、日本でも有名

6. 大畑地区（薬研地区、来さまい大畑桜ロード等）

次世代に残すべき「地域遺産」、距離が長い、薬研温泉は400年の歴史があり薬研までの道中の景観も素晴らしい、子孫等へと受け継いでもらいたい

⑤北の防人大湊地区（水源池公園周辺）の整備に伴い、地区の特色を活かした魅力ある景観形成を進めていくため、平成27年4月に『大湊の景観づくりに関するルール』を策定しましたが、知っていますか。

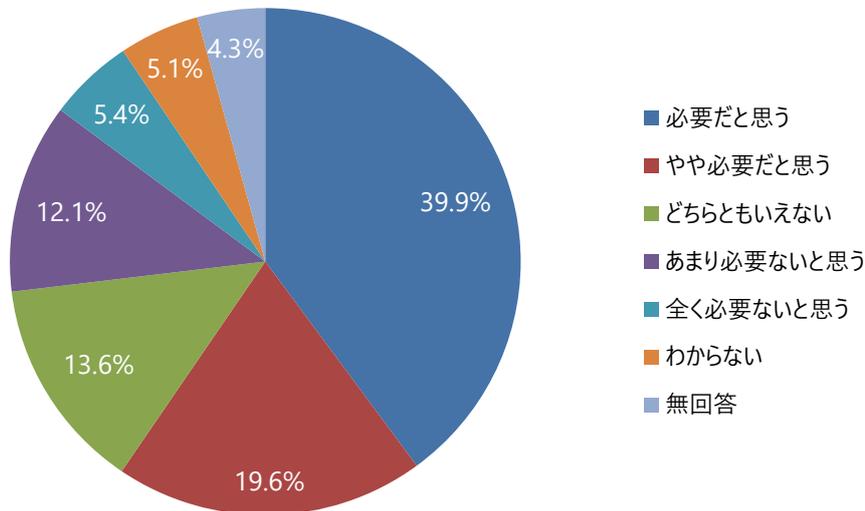
図表 13 大湊の景観づくりに関するルール認知度



「聞いたことがない」又は「内容を知らない」と回答した方を合わせて、約9割となっています。

⑥近年、大型客船が毎年のように大湊港に入港しています。そこで市では、船から望む大湊の街並みの色彩が統一されていけば美しいのではないかと考えておりますが、美しさを創出する取組は必要だと思いますか。

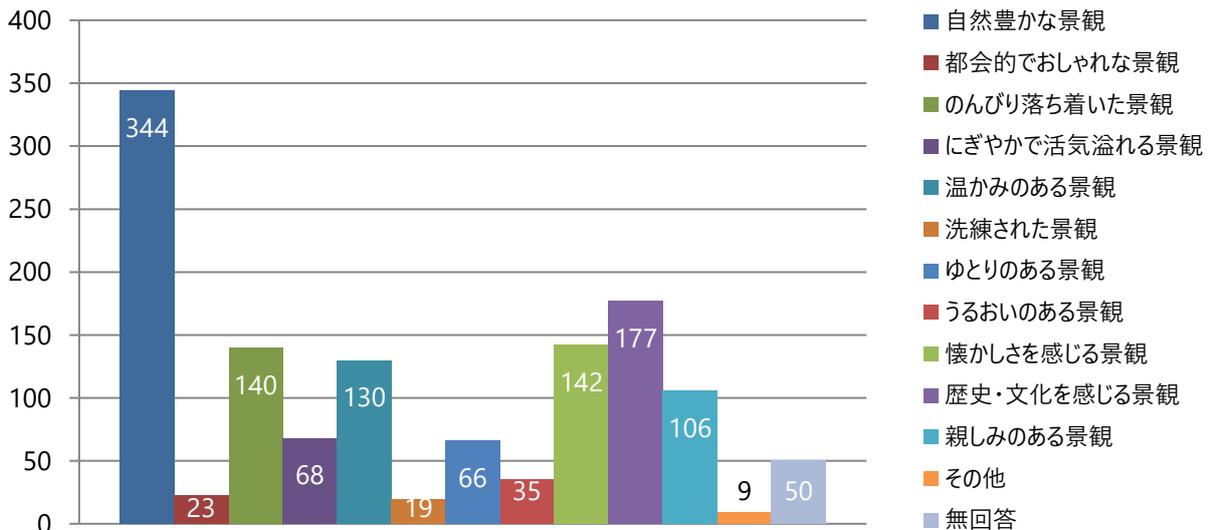
図表 14 海から望む景観形成の取組の必要性について



「必要だと思う」又は「やや必要だと思う」と回答した方を合わせて、半数を超えています。

⑦どのようなイメージで景観づくりを進めることが望ましいですか。（3つまで）

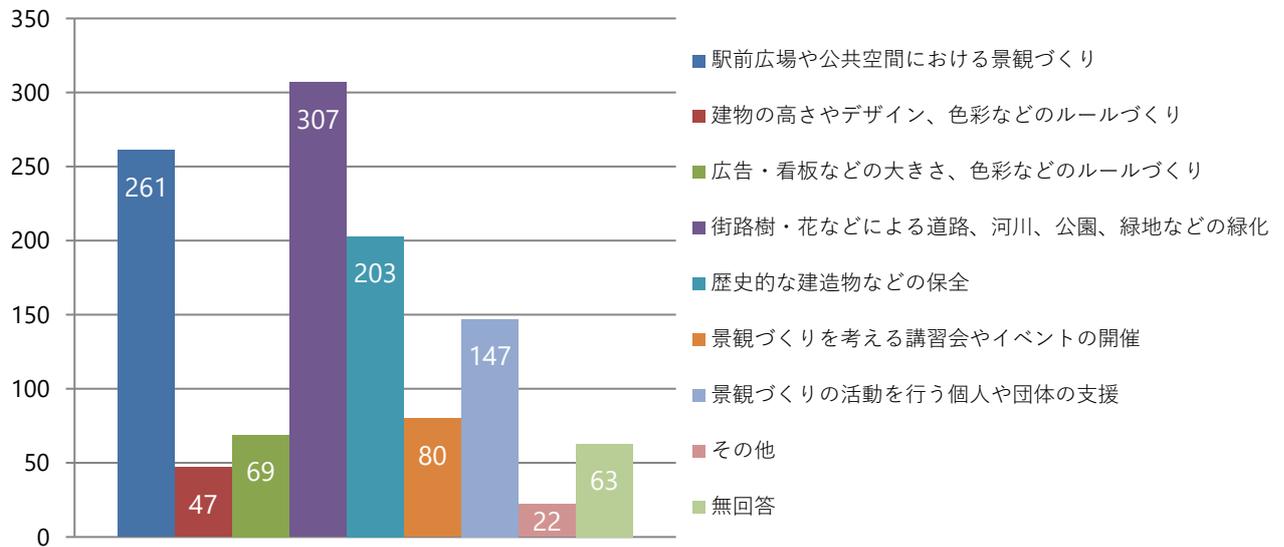
図表 15 景観づくりの望ましいイメージ



自然豊かな景観が一番多く、次いで歴史・文化を感じる景観、懐かしさを感じる景観となっています。

⑧景観づくりに向けて、どのような取組が必要だと考えられますか。(複数回答)

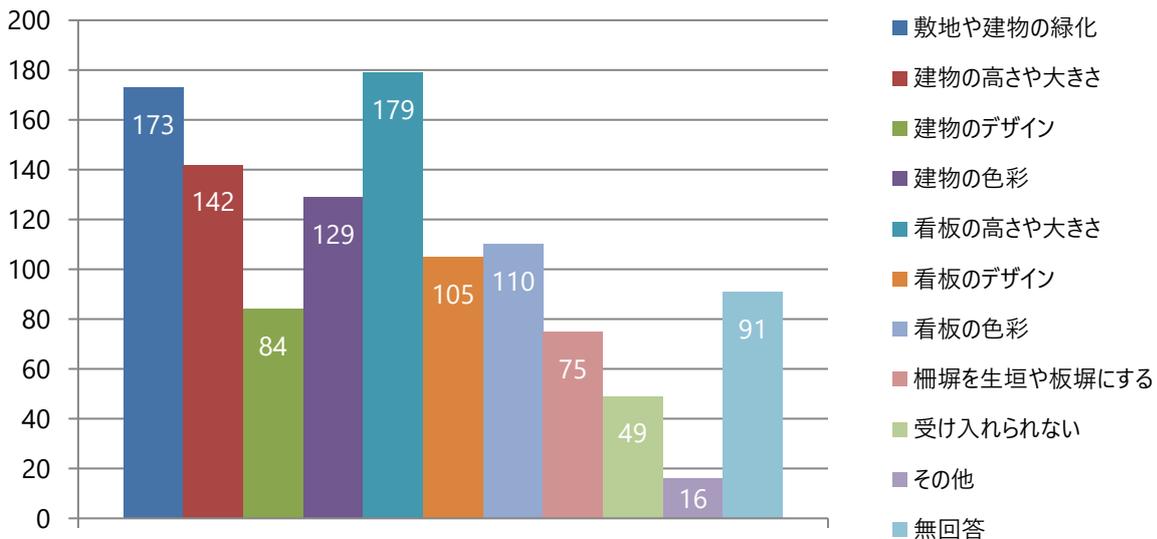
図表 16 景観づくりに必要な取組



街路樹・花などによる道路・河川・公園・緑地などの緑化が一番多く、次いで駅前広場や公共空間における景観づくり、歴史的な建造物などの保全となっています。また、ルールづくりを必要とする回答が少なくなっています。

⑨ご自分の家（ビル）や看板を建てるときに規制がかかるとしたら、どのようなルールであれば受け入れられますか。(複数回答)

図表 17 受け入れられる規制ルール



看板の高さや大きさが一番多く、次いで敷地や建物の緑化、建物の高さや大きさとなっています。

(イ) むつ市総合経営計画市民アンケート

むつ市総合経営計画の進捗状況や達成状況を評価するため、毎年市民アンケートを実施し、景観については、「景観を良いと感じる人の割合」を指標として評価しています。

「景観を良いと感じる人の割合」の推移

平成 28 年度	51.6% (基準値)
平成 29 年度	59.5%
平成 30 年度	63.1%
令和 元年度	61.3%
⋮	
令和 3 年度	62.0% (目標値)

景観を良いと感じる人の割合は上昇傾向にあることから、これまでの青森県景観条例、青森県景観計画及び青森県屋外広告物条例等に基づく取組により、良好な景観の形成が図られているといえます。

(ウ) むつ市長期総合計画策定市民会議（ワークショップ）

平成 28 年、むつ市総合経営計画の策定にあたり、次世代を担う高校生から 80 代までの多くの市民によるワークショップが行われ、景観に関して出された主な意見は以下のとおりです。

「誇り」に思うこと

海と山が近い、釣り場が多い、温泉が多い、食べ物・水がおいしい、祭りがにぎやか、郷土芸能がある

「残念」に思うこと

公園や遊び場が少ない、働くところが少ない、交通施設が不便

あったらよいと思う・実現するために取り組みたいアクション

空き家の利活用、交通網の整備、観光ツアーの企画、シンボル作り、商店街の再生、案内標識等の整備、廃校の利活用。

第9章 景観要素及び景観特性

既存計画や市民アンケート調査結果等から、本市の景観を構成する要素は、山並みや河川、湖沼、海岸等の『自然』、観光地や建築物、工作物、公園、道路等の『観光地・街なみ』、夜景景観やライトアップによる夜間景観を創出する『光』とします。

また、これらに人々の営みや地域の文化が融合し、景色や街並みの特徴として表れるほか、イベントなどで人々が行き交う様子が景色や街並みの景観をさらに魅力的なものとするため、『人々・文化・イベント』も景観を構成する要素とします。

これらの4つの景観要素について、景観特性を整理します。

(1) 「自然」の主な景観特性

【山々・台地・平野】

景観計画区域の大部分が山々で構成され、その中にある台地や平野に人々が暮らしています。本市の中心にそびえ立つ標高878mの釜臥山をはじめとする山々は、季節の変化に伴う四季折々の景観を形成しています。

【海・海岸線】

本市は、南に陸奥湾、北に津軽海峡、西に平館海峡と3つの海に囲まれ、市民生活には海が大きく関わっています。

好天時には、陸奥湾沿いの海岸線では八甲田連峰や岩木山を見ることができ、津軽海峡沿いの海岸線では北海道の山々を見ることができます。

また、海上からは、四季によって彩りが変わる豊かな自然や街なみなどの、多様性のある景色を見ることができます。

【恐山・宇曽利山湖】

霊場恐山は、約1200年前に慈覚大師円仁によって開かれた日本三大霊場の1つとして知られ、下北最大の観光地となっており、毎年夏と秋に行われる恐山大祭には、全国から多くの人々が訪れます。ゴツゴツとした岩肌や噴気活動は地獄の風景に、湖を取り巻く白い砂浜は極楽の風景に見立てられています。

【芦崎・砂嘴】

大湊地区には、海岸と平行に伸びる特徴的な地形である砂嘴があり、芦崎と呼ばれています。この芦崎に囲まれた湾や芦崎に生い茂る森林は、独特の景観を形成しています。

【川内川溪谷】

春夏には新緑、秋には紅葉が川面を染め、四季折々の景観を形成します。河川沿いの遊歩道の中ほどにある大滝周辺では、河床にポットホール（甌穴）が見られ、自然の造形美を楽しむことができます。

【薬研溪流】

何千年にもわたる侵食作用によって形成された河底美・河岸美や、四季折々に混生林・清流・岩盤等が一体となった様々な景観を形成し、溪流美や新緑、紅葉、森林浴を楽しむことができます。

【ちぢり浜】

本市と風間浦村との境界付近に位置し、波の力によって形成されたノッチ（波食窪）やポットホール（甌穴）、ハニカム（蜂の巣）状風化構造などの特徴ある様々な地形を観察することができます。

【鯛島】

陸奥湾の湾口部に位置する脇野沢地区の牛の首岬の沖合に浮かぶ2つの島を合わせた通称で、胴体に当たる島は弁財天が祀られているため弁天島とも呼ばれます。付近の海域は、優れた海中景観を有し生物に富むことから、海中公園に指定されています。

【斗南ヶ丘】

本市郊外に広がる標高約30mの「斗南ヶ丘」は、約12万年前の海底が隆起してできた平らな段丘で、昭和17年に北海道からの入植者によって開拓が進められました。地形の変動によってできた坂の上の平らな大地は、田畑や放牧地などに利用されています。

【早掛沼】

早掛沼に隣接する早掛沼公園は、「桜まつり」の主会場ともなり、桜の開花時期には、市内外から多くの人々が訪れ、沼、公園、桜が一体的となって趣のある景観を形成しています。



釜臥山



恐山・宇曽利山湖



芦崎・砂嘴



川内川溪谷



薬研溪流



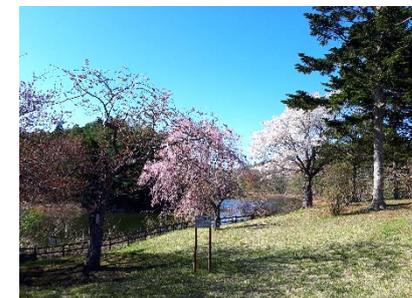
ちぢり浜



鯛島



斗南ヶ丘



早掛沼

(2) 「観光地・街なみ」の主な景観特性

【田名部地区】

下北地域の商業の中心として発展してきた地区で、その中でも小売店や飲食店のほか、宿泊施設、観光・交流施設が建ち並ぶ田名部まちなか地区では、都市計画マスタープランに基づいてリノベーションされた民間施設や田名部神社周辺は昭和の風情が見られます。

また、中央町から田名部まちなか地区にかけての国道沿道には、商業施設や病院等の公共施設が建ち並び、多様な景観を形成しています。



田名部地区の街並み



田名部神社周辺

【大湊地区】

明治時代に旧海軍の施設が設置されたことに伴い、現在は海上自衛隊大湊地方総監部が設置され、海上自衛隊の護衛艦が係留・航行する様子や海上自衛隊施設である建築物等は本市を代表する景観となっています。

また、「水源池公園」は桜の名所となっており、国の重要文化財「旧大湊水源地水道施設」のほか、「北の防人大湊 安渡館」、「北の防人大湊 海望館」、「みどりのさきもり館」が設置され、周辺には「北の防人大湊 弐番館」や海上自衛隊施設の「北洋館」などの石造り建造物が整備されるなど、明治・大正期を感じさせる街並みを形成しています。



海上自衛隊護衛艦



旧大湊水源地水道施設

【川内地区】

海岸沿いの国道から、陸奥湾と川内地区の街並みや山並みを望む光景は、美しく特色ある景観となっています。

また、本市の中で比較的大きな流域面積を持つ川内川沿いには、「川内川渓谷遊歩道」や「水辺のプロムナード」、「心と体をいやす水辺空間」などによる河川景観が形成され、上流には「川内ダム」が整備され、自然景観と建造物の融合による景観を形成しています。

さらに、海岸沿いには、「かわうち・まりん・びーち」のほか、港湾施設や漁港施設などの水産業関連の施設が点在しています。



かわうち・まりん・びーち



川内ダム

【大畑地区】

大畑漁港では、魚市場、下北ブランド研究所、海峡サーモン直売所などの建築物と漁港に係留される多くの漁船が融合し、水産業のまちを象徴する景観を形成しています。

また、薬研温泉や薬研溪流、全長約 8km の桜並木「来さまい大畑桜ロード」などの魅力的な景観を見ることができます。



来さまい大畑桜ロード

【脇野沢地区】

海沿いや川沿いを中心に集落が形成され、集落周辺はゴツゴツした岩肌や樹齢 300 年を超えるヒバ林などの森林が広がっています。

また、脇野沢漁港は、津軽半島と下北半島を結ぶむつ湾フェリーや、青森市と下北半島を結ぶポーラスターの拠点として、海路の玄関口となっています。

【公園・広場】

Park-PFI や民間事業者によるイベントなど、公園や広場の活用方法が多様化し、新たなにぎわいや価値が創出されています。



おおみなと臨海公園 Park-PFI



駅前広場の活用

【道路施設】

景観計画区域内に点在する景観資源を結ぶ施設として、案内標識、工作物、街路樹等とともに、景観形成において重要な役割を担っています。

【歴史・史跡】

会津藩との歴史的な絆から、昭和 59 年に会津若松市と姉妹都市の盟約を締結しており、現在も両市の交流が続けられ、斗南藩ゆかりの史跡は市内に点在しています。

川内地区の「安部城鉱山跡」は、大正時代に日本三大鉱山の一つとして栄え、当時の川内町は県内で 4 番目に多い人口となった歴史があります。大地の成り立ちや鉱業による町の盛衰、森と海のつながりを学ぶことができる学習の場となっています。



安部城鉱山跡

(3) 「光」の主な景観特性

【光のアゲハチョウ】

釜臥山展望台から望む雄大な自然と人々の生活の営みが生む市街地によって織りなされる夜景は、漆黒の闇から輝きを放ちながら飛び立とうとしている様子に見立てられることから「光のアゲハチョウ」と称され、日本夜景遺産・日本夜景百選に選定されています。

【ライトアップ・イルミネーション】

「むつ市総合アリーナ」や「北の防人大湊 安渡館」、「北の防人大湊 海望館」などの公共施設のライトアップのほか、「水源池公園」や「むつ運動公園」での桜のライトアップ、ライトアップキャンペーンなどによる施設のライトアップ、田名部地区での冬のイルミネーションなど、季節ごとに特徴ある夜間景観を創出しています。



総合アリーナ



北の防人大湊 海望館

(4) 「人々・文化・イベント」の主な景観特性

【祭り】

古くから伝わる祭りや伝統行事が、各地区の夏の風物詩として守り継がれています。

田名部地区では、毎年8月18日から20日に下北最大規模の「田名部まつり（田名部神社例大祭）」が行われ、京都祇園祭の流れを汲む豪華絢爛な5台の山車が祭囃子とともに、市内を練り歩きます。

大湊地区では、毎年8月上旬に「大湊ネブタ」が行われ、各町内会や職場によって製作・運行される人形ネブタで街中が熱気に包まれます。また、毎年9月上旬に兵主神社の祭礼として、船山車の運行が行われています。

川内地区では、毎年9月中旬に「川内八幡宮例大祭」が行われ、太神楽や稚児行列、5台の山車が、豪快優美に祇園調のお囃子で町内を練り歩きます。この類の山車としては県内随一の大きさを誇っています。

大畑地区では、毎年9月14日から16日に「大畑八幡宮例大祭」が行われ、14日の宵宮祭では能舞や神楽の郷土芸能が演じられ、16日には大畑漁港での「浜祈祷」や目抜き通りでの能舞と神楽による一斉振り・山車の乱囃子が行われます。

脇野沢地区では、毎年8月15日から17日に「脇野沢八幡宮例大祭」が行われ、船山、蛭子山の山車や各集落の神楽が町内を練り歩きます。

これらの祭りが、まちのにぎわいを創出し、故郷への愛着を深める景観として、息づいています。



田名部まつり（夜）



田名部まつり（昼）



大湊ネブタ



川内八幡宮例大祭



大畑八幡宮例大祭



脇野沢八幡宮例大祭

【スポーツ】

おおみなと臨海公園にはウェルネスパーク・総合アリーナ、むつ運動公園には陸上競技場・野球場・庭球場・スポーツ広場、大畑中央公園には陸上競技場・野球場・プール・庭球場、ふれあいスポーツパークには野球場・庭球場が整備され、市民が身近にスポーツに親しめる環境が各地区に整備されています。

また、下北最大のスキー場である釜臥山スキー場は、目の前に広がる陸奥湾に向かって滑り降りる爽快なコースとして人気があり、海辺のダウンヒルとも称され、晴天時には八甲田連峰や尻屋崎までを見渡せる絶景を楽しむことができます。



おおみなと臨海公園



釜臥山スキー場

【産業】

陸奥湾海域では、ホタテガイやナマコなどが水揚げされ、平館海峡にも面する脇野沢地区では、ヒラメやタラなども水揚げされます。脇野沢地区では、12月のタラ漁の解禁とともに行われる「場とり」が冬の風物詩となっています。

津軽海峡海域では、スルメイカやサケ、ヒラメなどが水揚げされ、大畑地区では、イカ漁で灯される「漁火」が夜の海を照らし出す幻想的な景観を創出しています。また、大畑地区では海峡サーモンの養殖業が営まれ、毎年6月に行われる「海峡サーモンまつり」には大勢の人々が訪れます。



場とり



漁火

【イベント】

イベント広場、来さまい館、下北文化会館、都市公園などの公共施設などを活用し、官民連携によるイベントが開催され、観光地や公共施設と人々のにぎわいが一体となって、地域固有の新たな空間を創出しています。



都市公園官民連携イベント



民間主催イベント「くちとて」

第10章 景観形成における課題

「自然」、「観光地・街なみ」、「光」、「人々・文化・イベント」の4つの景観要素について、景観形成における課題を整理します。

(1) 「自然」における景観課題

① 自然環境の保全

山並みや河川などの自然景観を次世代へと引き継いでいくためには、自然景観の適切な保全・管理や、資源の活用による新たな価値の創出に取り組むことが求められます。

② 海岸景観の保全

海上や海岸付近での大規模な建築物の建築や工作物の建設などは、多様性のある海岸景観や海上からの景観を阻害するおそれがあることから、事業者や関係機関との調整や連携が重要となります。

(2) 「観光地・街なみ」における景観課題

① 観光地等における景観向上

観光地では、建築物や工作物の老朽化や破損、案内サインの劣化や不足などにより、観光客等の円滑な移動を妨げるほか、危険性の増大にもつながり、観光地としての魅力の低下や、本市又は下北地域のイメージダウンとなることが懸念されます。

また、魅力ある眺望景観を楽しめる眺望点等の整備が不十分で、本市特有の景観を十分に生かしていない状況にあります。

② 街並みにおける景観向上

市街地沿道では、にぎわいに寄与する一方で、雑多又は無秩序な印象を生みかねない建築物や広告物による景観の阻害が懸念されます。

また、街並み景観の重要な構成要素となる道路や公園等については、施設の老朽化や破損が景観の阻害につながるほか、照明灯の不足などにより街並みに暗い印象を与えることとなります。

③ 歴史遺産や文化遺産の景観向上

斗南藩ゆかりの史跡や安部城鉾山跡をはじめとする歴史遺産や文化遺産については、景観的・歴史的価値を次世代へ引き継いでいくために、適切な維持管理とともに、周辺環境の向上を図る必要があります。

④ 空き家や空き地の利活用による景観向上

人口減少や高齢化社会の進行に伴う空き家・空き地の増加が見込まれる中、建築物等の老朽化や庭木の繁茂などの管理が行き届いていない空き家・空き地は、街並み景観の悪化やにぎわいの低下につながります。

⑤ 公共事業における景観への配慮

官民一体による景観まちづくりを推進するため、公共施設の建設や大規模改修にあたっては、形態・意匠の決定において、周辺景観との調和やにぎわいの創出に配慮するなど、市が先導的な役割を果たす必要があります。

⑥ 用途廃止した公共施設の利活用

用途を廃止した公共施設が除却されずに残置されることは、老朽化による倒壊等の危険性の増大、周辺環境の悪化につながります。特に、道路等の公共の場所から見ることでできる施設については、多くの市民や観光客の目に留まることから、市のイメージダウンとなります。

(3) 「光」における景観課題

① 光のアゲハチョウの形状保全

人口減少や高齢化社会の進行に伴う空き家・空き地の増加により、「光のアゲハチョウ」の光源が減少し、アゲハチョウの形状が崩れていくことが懸念されます。

② 周辺環境に配慮した夜間景観の創出

周辺環境に十分配慮されていない照明器具の使用により、人々の活動や生物等に悪影響を与える光害として問題となる場合があります。

(4) 「人々・文化・イベント」における景観課題

① 市民協働による景観形成

行政だけではなく、市民や事業者が本市の良好な景観や資源を共有するとともに、それぞれの役割に応じて景観形成に取り組む必要があります。

公共施設、住宅、事業場のほか、公共空間、案内サイン、樹木等の景観に配慮し、行政、地域住民、事業者等が一体となって、本市の景観特性の価値を共有し、それぞれの役割に応じた保全活動や教育活動、経済活動などに持続的に取り組み、将来にわたり活動を根付かせることが重要です。

② にぎわいの創出による景観形成

自然の厳密な保全や建築物の細かなルール、画一的な景観ルール、色彩の細かな制限などを定めることは可能ですが、老朽化した公共施設や緩やかな景観ルールのもとでも、人々が行き交い、にぎわいが生まれていれば、良好な景観として捉えることができます。

このことから、公共施設の利活用の推進や地域の人々による景観ルールなどにより、にぎわいを大事にした景観形成を進めていくことが重要です。

③ 伝統行事や産業の継承

人口減少や少子高齢化の進行により、各地区に伝わる伝統行事や産業の担い手が不足することで、守り継いでいくことが困難となることが懸念されます。

第 11 章 良好な景観形成に関する方針

良好な景観形成に関する方針として、基本理念、基本目標及び基本方針を定めます。

(1) 景観形成の基本理念

はばたく光のアゲハチョウ

「地域の個性とともに自然とまちに新たな価値をつくり

人々が行き交うにぎわいある景観形成」

地域の個性を生かすとともに、自然やまちで新たな価値やにぎわいを創出し、「光のアゲハチョウ」のはばたきを守り継ぐことで、本市の良好な景観形成を図ります。



(2) 景観形成の基本目標及び基本方針

基本理念に基づき、基本目標及び基本方針を定めます。

基本目標 1 多様な自然を生かした景観形成 ～自然景観の保全と活用～

釜臥山などの山々から陸奥湾や津軽海峡などの海までの雄大で多様な自然と人々の暮らしが、個性ある景観を形成しています。

このような雄大な山々や広大な海をはじめ、市街地周辺や市街地内の丘陵地、河川、湖沼などの自然景観を保全するとともに、新たな景観を創出する取組を展開し、自然を最大限に生かした景観形成を目指します。

基本方針 1：ジオサイトや眺望点での景観づくり

ジオサイトなどの特徴的な地質資源による景観を保全するため、大規模行為については周辺景観への調和に配慮するほか、新たな景観形成に関する取組を推進し、地域の魅力向上を図ります。

また、本市の魅力ある景観を見て楽しむことができる眺望点の整備を進め、新たな価値の創出や景観の活用を推進します。



恐山の火山ジオサイト



中野沢の段丘崖ジオサイト

基本方針 2：海岸線の眺望と海上からの景観づくり

海岸景観や海上からの景観に影響を与えると考えられる海岸付近や海上での大規模な建築物や工作物等の設置については、事業者や関係機関との連携・調整を図ることで、3つの海に囲まれた立地特性を生かした景観の保全と活用に努めます。

基本目標2 にぎわいある景観形成 ～光や色彩による景観資源の魅力向上～

自然やまちに人々の営みが融合し、夜景景観「光のアゲハチョウ」として表れているように、地域ごとに異なる文化、産業、街並みなどが、豊かな自然とともに特色ある景観を形成しています。

このような地域の特色や資源を生かしたまちを構築し、市民の暮らしや営みを豊かにすることで、人々の活躍や行き交いによるにぎわいある景観形成を目指します。

基本方針1：光のアゲハチョウが輝き続ける景観づくり

「光のアゲハチョウ」の輝きを持続するため、むつ市立地適正化計画における居住誘導区域での空き家や空き地の利活用を促進するとともに、引き続き都市整備事業の展開や用途地域縁辺部の土地利用コントロールによる取組を推進します。

また、景観計画区域全域において、単色によるシンプルなライトアップや、ランドマークとなる建造物や橋梁などのライトアップキャンペーン、公共施設外構での光の創出、照明灯の設置等により、「光のアゲハチョウ」が持続的に輝く明るいまちづくりを推進します。



北の防人大湊 安渡館



水源池公園沈澄池堰堤

基本方針 2：公共事業における良好な景観づくり

新たな公共施設の整備にあたっては、大規模行為景観形成基準に即し、構想や計画の段階から景観への配慮を検討するほか、既存施設については、老朽化や破損により、利用者への悪影響や景観を阻害することのないよう、適切な維持管理に努めます。

また、赤レンガ調のむつ総合病院や北の防人大湊地区の石造り建造物などの特徴的なデザインや、Park-PFI による公園施設のデザインなど、地域や施設の特徴を生かした景観形成の取組を推進します。

観光地周辺等に設置される案内サインは、訪れる人にやさしくわかりやすい配置やユニバーサルデザインに配慮するとともに、劣化などによる危険性を防止するための適切な維持管理により、観光客の利便性向上及び観光地の魅力向上を図ります。



公園と調和の取れたむつ総合病院



北の防人大湊式番館

基本方針 3：地域の個性に合わせた色彩による景観づくり

道路附属物については、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月、道路のデザインに関する検討委員会）」や「青森県公共事業景観形成基準ガイドライン（平成 9 年 2 月、青森県）」を参考とし、施設を設置することとします。

なお、アクセント色や多彩な色の採用により、周辺景観の魅力向上や、新たな景観を生み出す可能性もあることから、構想や計画段階での検討や景観まちづくりアクションプランの策定により、地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を図ります。



地域特性に合わせたガードレール



アクセント色による橋

基本目標3 人々が躍動する景観形成 ～歴史・文化の継承と市民・事業者との協働～

各地域には、先人達が築いてきた豊かな歴史や文化を背景に形成された魅力的な景観が守り継がれてきており、今後も風情ある景観として、次世代へと確実に継承するとともに、創意・工夫によってこれらの資源が息づく景観形成を目指します。

また、行政主導による景観形成ではなく、市民や事業者などの多様な人々が関わり合い、自然、まち、歴史・文化を守り育てていく活動を積み重ねていくことが重要です。

市民や事業者自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自らの活動が個性を持って輝き続け、豊かなコミュニティが育まれるよう、市・市民・事業者が一体となった景観形成の取組を推進します。

基本方針1：歴史・文化がつながる景観づくり

歴史遺産や文化遺産と人々の活動によって創り出される景観を貴重な財産とし、魅力の発信や付加価値の創出、周辺環境の高質化により、次世代への確実な継承とさらなる魅力拡大を図ります。

基本方針2：市民が主役！持続的な景観づくり

市民が主役となり地域の景観形成に関わることで、地域への愛着の拡大を目指します。また、事業者や行政などの多様な主体が、良好な景観や資源を共有し、それぞれの役割に応じた取組を進めることにより、良好な景観づくりを推進します。

現在、「花咲か大作戦」と称し、桜の名所を中心に桜を満開にする市民参加型の取組が行われていますが、引き続き、市民・事業者・行政の協働による花とみどりのまちづくりを推進します。

さらに、良好な景観の形成に関する市民や事業者の自主的、主体的な活動を促すための援助及び啓発の取組に努めます。



花咲か大作戦の様子

第 12 章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

これまでは、青森県景観条例及び青森県景観計画に基づく景観形成基準の適用等により、大規模な行為についての景観形成が図られてきました。

本市の景観計画区域についても、引き続き良好な景観形成が図られるよう、景観に大きな影響を与えると考えられる大規模な建築物の建築や工作物の建設等の行為の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準による緩やかな規制・誘導を図り、全体として調和のとれた景観づくりを進めることとします。

なお、行為に当たって用いる色彩については、「青森県景観色彩ガイドプラン」を参考とすることとしますが、行為の種類、規模、場所などを考慮し、市と協議の上で、個性ある景観を創出することも可能とします。

(1) 届出行為対象

法第 16 条第 1 項に規定する届出対象行為は、図表 18 のとおりです。

図表 18 届出の対象となる行為の種類及び行為の規模

行為の種類		行為の規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転		高さ 13m 又は建築面積 1000m ² を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		外観面積の 2 分の 1 を超える外観の変更
く は 移 転 工 作 物 の 新 設 、 増 築 、 改 築 若 し	①柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが 5m を超えるもの
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（④に規定する支持物に該当するものを除く）	高さが 13m を超えるもの
	③煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）	高さが 20m を超えるもの
	⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物

第 12 章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

		の上端までの高さ)が 13m を超えるもの
	⑥ 広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ (建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が 13m 又は表示面積の合計が 15m ² を超えるもの
	⑦ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さが 13m 又は築造面積が 1000m ² を超えるもの
	⑧ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
	⑨ 自動車車庫の用に供する立体的施設	
	⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
	⑪ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
	⑫ 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
	⑬ 太陽光発電施設 (同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるもので、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)	
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	土地の面積が 3000m ² 又は法面の高さが 5 m を超えるもの
	土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが 5 m 又は土地の面積が 1000 m ² を超えるもの
	水面の埋立て又は干拓	水面の面積が 3000 m ² 又は法面の高さが 5 m を超えるもの

(2) 大規模行為景観形成基準

前述の届出対象行為における良好な景観形成のための制限（大規模行為景観形成基準、法第 16 条第 3 項若しくは第 6 項又は第 17 条第 1 項の規定による規制又は措置の基準として必要な制限）は、図表 19～24 のとおりとします。

図表 19 共通事項

共通事項	
<p>(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>(2) 大規模行為の行為地（以下「行為地」といいます。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。</p> <p>(3) 行為地について、良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めた場合は、その内容に適合するよう配慮すること。</p> <p>(4) 施設等をライトアップする場合には、周辺への影響に配慮しつつ、夜間における良好な景観を創出するよう配慮すること。</p> <p>(5) 行為地について、良好な景観の形成に関する協定等がある場合は、その内容に適合するよう配慮すること。</p>	

図表 20 建築物の新築等、工作物の建設等

<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 	
位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」といいます。）	<p>(1) 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう、位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(2) 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(3) 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。</p> <p>(4) 市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。</p>

	<p>(5) 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。</p> <p>(6) 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</p> <p>(7) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p>
素材	<p>(1) 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。</p> <p>(2) 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や、年数の経過とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。</p>
敷地	<p>(1) 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。</p> <p>(2) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>
その他	<p>(1) 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること</p> <p>(2) 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないように配慮すること。</p> <p>(3) 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。</p> <p>(4) 防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。</p>

図表 21 開発行為その他の土地の形質の変更

開発行為その他の土地の形質の変更	
方法	<p>現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。</p>
その他	<p>敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>

図表 22 土石の採取又は鉱物の採掘

土石の採取又は鉱物の採掘	
方法	採取又は採掘は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
その他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

図表 23 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
方法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。

図表 24 水面の埋立て又は干拓

水面の埋立て又は干拓	
方法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

第 13 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

昔からあるもの、新たに生まれたものなど、様々な人々が思いを寄せる建造物や樹木は、地域の中に息づき、特徴的な景観が形成されています。

地域の景観上重要な要素となる建造物又は樹木については、次に掲げる方針に基づき景観重要建造物や景観重要樹木として指定し、外観保全のための現状変更が規制されることで、その存在を大切にし、守り継いでいくこととします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

法第 19 条第 2 項に基づき、指定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聴くこととします。また、法第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、建造物の所有者や景観整備機構（後述）は指定の提案をすることができます。

【むつ市景観重要建造物指定方針】

- ① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物でないこと。（法第 19 条第 3 項）
- ② 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。（法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号）
- ③ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。（法施行規則第 6 条第 1 項第 2 号）

上記①②③に加え、次の④⑤⑥のいずれかに該当するものについて指定する方針とします。

- ④ 周辺の良い景観形成に寄与するもの。
- ⑤ 地域のシンボリックな存在として、地域の景観を特徴づけているもの。
- ⑥ 歴史的又は建築的な価値を有し、保全の必要性のあるもの。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

法第 28 条第 2 項の規定に基づき、指定しようとするときは、あらかじめ、当該樹木の所有者の意見を聴くこととします。また、法第 29 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、樹木の所有者や景観整備機構（後述）は指定の提案をすることができます。

【むつ市景観重要樹木指定方針】

- ① 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木でないこと。（法第 28 条第 3 項）
- ② 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。（法施行規則第 11 条第 1 項第 1 号）
- ③ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。（法施行規則第 11 条第 1 項第 2 号）

上記①②③に加え、次の④⑤⑥のいずれかに該当するものについて指定する方針とします。

- ④ 周辺の良い景観形成に寄与するもの。
- ⑤ 地域のシンボリックな存在として、地域の景観を特徴づけているもの。
- ⑥ 歴史的な価値を有し、保全の必要性のあるもの。

第 14 章 屋外広告物に関する事項

～青森県屋外広告物条例の適用を継続～

これまで、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）及び青森県屋外広告物条例に基づく規制により、事業者による良好な景観形成が図られ、むつ市総合経営計画市民アンケートにおいても、景観を良いと感じる人の割合は上昇傾向となっています。

このことから、今後も青森県屋外広告物条例の適用を継続することとし、良好な景観の形成に取り組んでいくこととします。

ただし、必要に応じて、関係者等との協議の上、市独自の屋外広告物条例の制定を検討することとします。

第 15 章 景観重要公共施設の整備に関する事項

～国道、県道、市道を景観重要公共施設に位置づけ～

本市の景観形成において重要な役割を担う観光地や景勝地、下北ジオパークにおけるジオサイトなどの景観を含む地域資源については、景観計画区域の全域にわたり点在しています。

このことから、本市の景観資源を交通ネットワークで結ぶ役割を果たす施設として、景観計画区域内の全ての国道、県道、市道を景観重要公共施設として位置づけます。

景観重要公共施設については、第 11 章の良好な景観形成に関する方針に基づき、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月、道路のデザインに関する検討委員会策定）」や「青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン（平成 9 年 2 月、青森県策定）」を参考とするほか、施設整備の構想・設計段階での景観形成に係る検討や景観まちづくりアクションプランの策定などにより、良好な景観の形成を図ることとします。

景観重要公共施設とは

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」定めることができるとされています。（法第 8 条第 2 項第 4 号ロ、ハ）

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

整備に関する事項が定められた場合には、その整備は、景観計画に即して行われる必要があり（法第 47 条）、また、占用等の許可の基準が定められた場合には、占用等を行う際、その基準に適合する必要があるため（法第 49 条～第 54 条）、これにより効果的に良好な景観の形成を図ることが可能となっています。

第 16 章 良好な景観形成の実現に向けた取組

本市の良好な景観形成の実現に向けた取組として、具体的な施策や活用可能な制度は次のとおりです。なお、景観形成に関する新たな制度は随時取り入れていくものとしします。

(1) 景観まちづくりアクションプラン

本計画の実施計画として、計画期間を 5 年以内とする「景観まちづくりアクションプラン（以下「アクションプラン」といいます。）」を必要に応じて策定します。

アクションプランについては、新たな事業や個性ある景観形成を柔軟に進めるため、市民や事業者の皆様からの提案や意見等を踏まえて策定し、随時見直しを行うこととします。

なお、既存の「むつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン」、「大湊の景観づくりに関するルール」、「おおみなと臨海公園の景観形成」、「みどりの基本計画アクションプラン」及び「都市再生整備計画」については、景観形成にも資する計画として、アクションプランに位置づけます。



(2) 眺望点や観光地での景観向上

本市の魅力ある景観を見て楽しむことができる眺望点の整備を進めることにより、新たな価値の創出や景観の活用を推進します。

主要な観光地やその周辺においては、良好な景観を保全・活用する観点から、青森県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の推進を検討します。

北の防人大湊地区については、都市再生整備計画事業で整備した施設や既存の石造り建造物の良好な景観を保全するため、改修や修繕などの適切な維持管理に努めます。

(3) 景観まちづくり建造物・花とみどり・エリアの指定、景観まちづくり団体（活動）との連携

法において、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定、後述する「景観協定」や「景観整備機構」などの制度が定められていますが、景観に対する意識等の要求が高くなることが考えられるため、市民や事業者が気軽に良好な景観の形成に取り組むことができるよう、本市独自の制度を設けます。

景観的に優れている建造物を「景観まちづくり建造物」、花やみどりを「景観まちづくり花とみどり」、地域を「景観エリア」として、また、景観まちづくりの啓発や良好な景観の形成に寄与する団体（又は活動）を「景観まちづくり団体（又は活動）」として指定することで、官民連携による景観まちづくりを推進します。

なお、建造物及び花とみどりについては、個体を指定するのではなく、周辺を含めた良好な景観として指定することとし、所有者等の同意を不要とします。

(4) 公共施設等への愛称付与

ネーミングライツ事業による公共施設への愛称付与や、道路などの公共土木施設への愛称付与により、景観の一部として地域や施設の特徴が表されることで、施設に対する市民の愛着を深めるとともに、市民の景観に対する関心を高めます。

(5) 景観地区、準景観地区、地区計画等（都市計画法関連）

「光のアゲハチョウ」の形状保全の方策として、居住調整地域の指定を活用していますが、他にも景観形成に有効な都市計画があることから、必要に応じて、都市計画決定することとします。

(6) 住民等による提案（法第 11 条）

法では、素案を添えて本計画の変更案を提案することができることとされています。

本市では、市民協働による景観形成を推進する観点から、法の規定によらない提案として、随時景観計画の内容についての事前相談や意見を受け付け、計画変更の検討を行うこととします。

(7) 管理協定（法第 36 条）

本市又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のために必要があるとき、所有者と管理協定を結ぶことができます。

(8) 景観協定（法第 81 条）

一団の土地について、土地所有者及び借地権を有する全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度で、住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができます。

(9) 景観整備機構（法第 92 条）

市民や事業者による自発的な景観の保全や整備の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は N P O 法人を景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度で、その業務は次のとおりです。

- ① 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対する当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助
- ② 管理協定に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の管理
- ③ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行う又はこれらの事業への参加
- ④ ③の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡
- ⑤ 良好な景観の形成に関する調査研究
- ⑥ その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務

(10) 滞在快適性等向上区域における提案（都市再生特別措置法第 62 条の 14）

都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められたときは、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人は、当該区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更について、素案を添えて提案することができます。

2021年6月策定
むつ市景観計画
むつ市都市整備部都市計画課
